

裁 決 書

国不収第48号の33

令和6年7月31日

神奈川県横浜市港北区下田町6丁目2番28号

審査請求人 遠藤 保男

処 分 庁 長崎県収用委員会

審査請求人（以下「請求人」という。）が、令和元年7月3日に提起した処分庁長崎県収用委員会（以下「処分庁」という。）が令和元年5月21日付けでした二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事（以下「本件事業」という。）に関する権利取得裁決及び明渡裁決（28長収第17号及び同第19号。以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

- 1 処分庁は、起業者である長崎県及び佐世保市（以下「起業者」という。）から平成28年5月11日付けで土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第39条第1項及び第47条の2第3項の規定に基づき、裁決の申請及び明渡裁決の申立てがあった本件事業に係る土地収用事件について、令和元年5月2



1 日付けで本件処分をした。

2 請求人は、令和元年7月3日、国土交通大臣に対し、本件事業に係る事業認定（平成25年9月6日付け九州地方整備局告示第157号による告示（以下「本件事業認定告示」という。）に係るもの。以下「本件事業認定」という。）が違法であること、本件処分の手続において瑕疵があること等を主張して、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

第2 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

本件処分に係る根拠法令等は、別紙のとおりである。

2 処分内容及び理由

処分庁においては、起業者がなした法第39条第1項及び第47条の2第3項の規定に基づく裁決の申請及び明渡裁決の申立てについて、法第47条の規定による却下事由に該当しないこと並びに法第48条及び第49条の規定に基づき裁決申請書、明渡裁決申立書及びそれらの添付資料、起業者の提出資料、処分庁の審理の内容等を総合的に判断し、法第47条の2第1項の規定に基づき本件処分をした。

なお、請求人は、法第43条第1項の規定に基づく意見書の提出をしておらず、処分庁が開催した審理にも出席していない。また、法第65条第1項の規定に基づき処分庁が請求人に意見書の提出を求めたが、意見書は提出されなかった。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和元年7月3日、請求人は、法第129条に基づいて、令和元年5月21日に処分庁によって行われた本件処分に対する審査請求を行った。

令和元年10月25日、審理員が指名された。

令和元年12月4日、処分庁より弁明書が提出された。

令和2年3月31日、請求人より反論書が提出された。

令和2年7月7日、処分庁より再弁明書が提出された。

令和2年10月9日、請求人より再反論書が提出された。

令和2年12月9日、処分庁より再々弁明書が提出された。

令和3年2月22日、請求人より再々反論書が提出された。

令和3年4月2日、請求人より再々反論書の追加の主張が提出された。



令和3年 5月18日、処分庁より再々再弁明書が提出された。
令和3年 7月30日、請求人より再々再反論書が提出された。
令和4年11月18日、請求人の申立てにより、口頭意見陳述を実施した。
令和5年 6月30日、審理員より審理員意見書が提出された。
令和5年 7月 6日、審査庁から公害等調整委員会あて意見照会を行った。
令和6年 4月24日、公害等調整委員会より回答が提出された。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張の要旨

(1) 本件事業の利水面及び治水面での必要性は認められない。

ア 本件事業の利水面での必要性に関する水需要予測が過大評価である。

平成24年度予測では、利用量率(水需要量から水源必要量を算出する際に用いる係数)や負荷率(一日平均給水量/一日最大給水量×100)を実績に基づかず、水道施設設計指針(2012年厚生労働省)に例示されている考え方の最小値を採用して低く設定することにより水源必要量や一日最大給水量を過大にするほか、用途別水量(生活用水、業務営業用水及び工場用水)の予測も過大にしている。保有水源に関しても、現在取水実績のある慣行水利権による水源を不安定水源として切り捨てている。近年の一日平均給水量は7万 m^3 /日前後しかなく、佐世保市の言う安定水利権水源合計77,000 m^3 /日で十分賄えており、今後も給水人口の減少が見込まれていることから、給水量の減少は目に見えている。石木ダムに水源開発しても、その水は使い道がない。

イ 本件事業の治水面での必要性について、長崎県は、川棚川水系河川整備基本方針(平成17年11月策定。以下「整備基本方針」という。)において治水対策の計画規模を1/100(100年に1回の大洪水に対応)とし、川棚川水系河川整備計画(平成20年10月策定、平成21年3月変更。以下「整備計画」という。)においては、石木川合流点より下流の計画規模を1/100、基本高水流量を1,400 m^3 /秒に設定することにより、治水面の必要性があるとしている。

しかし、整備基本方針策定時に測定した河道状況を対象として想定氾濫面積を算出すれば、計画規模は1/50が妥当となり、石木ダムは不要となる。基本高水流量につき整備計画では、昭和42年7月洪水時の降雨パターンを採用して流量計算を行っているが、国土交通省の河川砂防技術基準からすると、こ



れを対象降雨として採用することは不適當であり、昭和23年9月洪水型のピーク流量1,128 m³/秒を採用することとなるが、長崎県は、川棚川の石木川合流点より下流は河道整備が進み、昭和23年9月の洪水が再来しても安全に流下する計画高水流量1,130 m³/秒にほぼ対応できていることを明らかにしており、石木ダムは不要である。

また、本件事業の治水上の目的は「石木川合流点で1,320 m³/秒の洪水を190 m³/秒調節して、1,130 m³/秒まで落とす」ことにあるが、その費用対効果比を算定すると0.18でしかなく、公共事業として成り立たない。

(2) 本件事業認定の申請書及び本件事業認定告示のどちらも、本件事業の対象地(以下「本件土地」という。)に居住している13世帯約60人の存在に触れず、生活の場を剥奪するなどの人権侵害の事実、本件事業によって失われる利益を見てもおらず、起業者と事業認定庁(九州地方整備局長)による法の適用は違法、違憲である。

(3) 本件事業認定は、上記(1)及び(2)のとおり、考慮すべきところを考慮せず、考慮してはならないことを考慮したものであり、手続に多数の瑕疵があつて重大かつ明白な瑕疵がある。

(4) 本件事業が不要であることを趣旨とした法第25条に基づく意見募集に寄せられた意見や法第23条に基づく公聴会で述べられた意見に対して、事業認定庁は、その内容を検証しなかったから、本件事業認定は無効である。

法第25条の2は、あらかじめ社会資本整備審議会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないと規定しているが、その委員は国土交通省が都合良く人選するのであり、中立的な第三者機関ではない。社会資本整備審議会の運用実態は、透明性、公正性、合理性を欠くものであり、法の適用において違憲である。

(5) 長崎県知事は、昭和47年7月29日、石木ダム建設予定地である川棚町宇川原郷、岩屋郷及び木場郷(以下「地元3部落」という。)の各総代との間で覚書(以下「本件覚書」という。)を取り交わし、本件覚書では、石木ダム建設に着手するためには地元3部落の住民全員の書面による同意を得なければならないとされていた。ところが長崎県は、強制収用にに向けた本件事業認定の申請を行い、



認定を受けるなど、本件覚書に違反して石木ダム建設を強行しようとしている。

(6) 平成15年の国土交通省の局長通達に示す、事業認定の申請要件である用地取得率80%以上を満たしていない状況で、起業者は本件事業認定を申請した。当時の民主党政権による政策転換が明らかになったため、緊急対応として申請したもので、申請目的が法の精神と異なることから、本件事業認定申請は却下されるべきであった。

(7) 本件事業認定の取消しを求める審査請求(以下「本件事業認定に係る審査請求」という。)に関して、審査庁(国土交通大臣)が本件事業認定に係る審査請求に対する裁決をするに際して、公害等調整委員会に求めた意見照会に対する回答書(以下「公調委回答書」という。)において、資料に貯留関数法を用いるのに十分な具体的なデータが明記されていないので、治水目的の当否が判断できず、本件事業によって得られる公共の利益と失われる利益との比較衡量もできないと指摘がされている。川棚川水系の基本高水流量1,400 m^3 /秒を科学的に検証すると過大なものであり、1,200 m^3 /秒程度が妥当である。審査庁は、公調委回答書の指摘に対応し、本件事業認定に係る審査請求の裁決をするまでは、本件処分の執行を停止するとの判断をすべきである。

(8) 本件事業認定から6年も遅れて行われた本件処分の時点では、水需要は事実と乖離して利水目的が失われている。また、本件事業は本件事業認定から合計9年(本件処分前に6年、本件処分後に3年)もの工期延長が行われており、法第20条第3号及び第4号を満たす状況にない。本件処分は、法第47条又は第1条若しくは第2条に違反する。法は、本件事業認定後の合計9年もの工期延長、本件事業認定後の時間経過による需要予測と実績との乖離への対応を定めていないから本件事業認定は無効とするしかなく、本件処分も無効である。

(9) 本件処分は、本件土地の地権者と同居者の意思に反して、起業者に収用地に係る所有権の取得、長崎県知事に対する代執行請求権を付与するものであり、本件土地に居住している13世帯約60人の人権を侵害している。



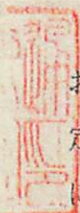
(10) 平成27年10月19日に処分庁の委員が「阻止されたらどんどんブルドーザーを突っ込んで業者を入れさせないと」、「機動隊を入れるかどうか」などと不適切な発言をしたと報道されたから、処分庁の審理判断は公正さを欠いている。

(11) 起業者が本件事業認定を申請したときの公約は、「話合いの促進」であったが、それが不可能となったのであるから、処分庁は本件裁決申請の取下げを勧告すべきであった。

(12) 処分庁が、本件事業の必要性、緊急性の科学的審査を放棄して、「裁量権の範囲」として事業認定を認めてしまうのは憲法違反である。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 請求人の主張の要旨 (1) から (5) 及び (7) について



事業認定庁がなした事業認定の適否について、収用委員会は審査権限を有しておらず、事業認定庁の行った事業認定を尊重すべき義務を負うから、仮に事業認定に何らかの瑕疵があったとしても、収用委員会は、その瑕疵が事業認定を当然に無効とするようなものでない限り、これが別途取り消されるまでは、事業認定の有効を前提として、裁決事務を執行しなければならない。

なお、土地所有者が却下の裁決を求めた場合、却下の裁決ができるのは、①事業認定の処分に無効となるような重大かつ明白な瑕疵が含まれている場合、②裁決申請が法第47条に定める要件の一に該当する場合である。

事業認定処分に無効となるような重大かつ明白な瑕疵の有無について、瑕疵が明白であるというのは、処分成立の当初から、誤認であることが外形上、客観的に明白であること（昭和36年3月7日最高裁第三小法廷判決）を指し、処分の外形上、客観的に、誤認が一見看取し得るものであるかどうかにより決すべき（同判決）とされ、一般的には無権限の行政庁が処分を行った場合や、明白な法令上の手続違反がある場合などである。そして、法に基づく処分が重大かつ明白な瑕疵に当たる場合としては、①事業認定に告示事項の一部又は全部が欠けている場合、②申請図書の公告縦覧が適正に行われていない場合、③事業認定手続において、公聴会の開催、社会資本整備審議会の意見聴取が必要な場合に、これらの手続を経ずに処分が行われた場合、④起業地表示図において、起業地を即地的に確



定できないような場合などであると解される。

処分庁は、事業認定申請書、事業認定の告示、事業認定庁のホームページ等によって、上記①ないし④のような事実があるかどうか確認したが、そのような事実は見当たらなかった。

また、法第47条に規定する却下の裁決の要件は、①裁決申請に係る事業が事業認定の告示を受けた事業と異なるとき、②裁決申請に係る事業計画が事業認定申請書に添付された事業計画書の内容と著しく異なるとき、③裁決申請の法の規定に違反するときのいずれかに該当する場合である。

処分庁は、本件事業認定申請書、本件裁決申請書及びそれらの添付書類等とを照合し確認したところ、上記の要件に該当するような事実は見当たらず、また、本件処分の審理においても請求人から裁決申請手続の不備についての主張はなかった。

よって、処分庁は、「当委員会に提出された本件裁決申請申請書及び明渡裁決申立書並びに本件処分の審理の内容等においても法第47条の要件に該当するような事実は認められない。」と確認し、却下の裁決は行わなかった。

請求人は、審査請求の理由として、「①事業によって得られる利益とされている事項は、全て事実を大きく外したものであること、②失われる利益については、生活の場の剥奪をはじめとした多面にわたる深刻な人格権侵害の事実として全く見ていないこと」を主張しており、これらは、事業認定庁がなした本件事業認定に対する不服であるが、請求人は既に本件事業認定に対する審査請求及び取消訴訟を行っていることからすると、本件事業認定の違法性は、上記審査請求及び取消訴訟において主張判断されるべきであり、本件処分の違法性の有無を判断する本件審査請求においては、本件事業認定の違法を理由として、本件処分の取消しを求めることはできない。

なお、石木ダム事業認定処分取消請求事件（平成27年（行ウ）第4号）に関し、平成30年7月9日付けの長崎地方裁判所の判決は、「(ア) 本件事業が法第20条第3号の要件を充足すると判断した事業認定庁の判断に違法な点はない。

(イ) 本件事業について、土地及び漁業権を収用し、又は使用する公益上の必要性があり、法第20条第4号の要件を充足するとした事業認定庁の判断が合理性を欠くものということとはできない。」と判示し、本件事業認定は適正と認め、本件事業認定の取消しを求めた原告らの請求を棄却している。



(2) 請求人の主張の要旨(8)について

請求人は、「事業認定から6年も遅れて本件処分を行う際には、公益性が維持されているかの審査をする必要があった。本件処分時では、とりわけ水需要の状況は大きく乖離して利水目的が喪失していた。この事実を確認することなくされた本件処分は違法である。」旨主張するが、①却下の裁決について規定している法第47条の規定は裁決の申請を対象とするものであって、仮に請求人の主張するとおり、本件処分時に水需要の状況が大きく乖離して利水目的が喪失していたとしても、処分庁は、同条に規定する要件の一に該当しない以上、却下の裁決は行えず、法第47条の2の規定によって、収用又は使用の裁決をしなければならないこと、②法には請求人が主張するような、裁決時において公益性が維持されているかどうかについての収用委員会の確認義務を定めた規定はないことから、本件処分時に利水目的が喪失していた事実を確認することなく行った本件処分は違法とする請求人の主張は失当である。

また、請求人は、「事業認定後の計画変更時点で公益性が維持されているか否かの審査義務が収用委員会に課せられているにもかかわらず、処分庁はその義務を果たしていないから本件処分は違法である。」とも主張しているが、処分庁は後述のとおり、変更後も事業認定庁が判断した公益性が維持されていることを確認したものであり、処分庁が計画変更時点で公益性が維持されているか否かの審査義務を果たしていないとする請求人の主張は事実と反したものであるから失当である。

計画変更に関しては、27長収第1号ないし第7号事件に関し、平成28年5月11日付けで起業者から事業計画の変更(完成時期を平成29年3月から平成35年3月に変更)を内容とする裁決申請書等の一部変更の意見書が提出された。

また、同日に提出された裁決申請書(28長収第1号ないし第30号)においても、添付の事業計画書の完成時期は平成35年3月とされていた。通常、工期の延長は、法第47条第2号の「著しい変更」には該当しないものとされているが、本件の場合、工期の延長が6年に及ぶことから、事業計画の変更が「著しい変更」に当たるか否かを審査するため、起業者に対し審問を行うこととした。平成28年7月20日に起業者に対して、①今回の事業計画の変更の概要、②事業の完成時期の変更が事業認定の際、事業認定庁が判断した公益性にどう影響するのか、③工期延長が現在審理中の案件(37件)の収用対象地の工事の時期にどう影響してくるのか、の3点について審問を行った。その結果、処分庁は、今回



の工期延長を行っても事業認定庁が判断した事業の公益性（利水でいえば佐世保市において日量40,000立方メートルの安定水源が確保され、民生の安定に寄与すること）は維持されることを確認し、法第47条第2号の「著しい変更」には該当しないと判断したものである。

(3) 請求人の主張の要旨(9)について

請求人の主張は、土地収用制度の基本を踏まえたものではなく、いわば、請求人の独自の見解に基づく主張であり失当である。土地収用制度は、日本国憲法（以下「憲法」という。）第29条第3項で「私有財産は、正当な補償の下にこれを公共のために用ひることができる。」と認められた制度であり、土地収用制度における収用の要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定したものが法である。法は収用手続を事業認定手続と裁決手続の二段階の手続から構成し、事業認定手続においては、法第15条の14に規定する事業説明会において、当該事業の認定に利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）に事業の目的及び内容について説明する義務があること、利害関係者は法第24条の事業認定申請書の縦覧期間中、事業認定庁に対して公聴会の開催を請求することができ、事業認定庁は開催請求があった場合は法第23条の規定により公聴会を開いて一般の意見を求めなければならないこと、利害関係者は法第25条の規定により上記縦覧期間中に都道府県知事に意見書を提出することができること、その意見書の内容が、事業認定庁が事業の認定をしようとする場合にあっては事業の認定をすることについて異議がある旨のものであり、又は事業認定庁が認定を拒否しようとする場合にあっては事業の認定をすべきとする旨のものである場合は、法第25条の2の規定により、事業認定庁は、社会資本整備審議会等の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないこと、裁決手続においては、法第43条及び第63条の規定により、収用委員会の審理の場や意見書の提出を通して被収用者の意見を述べる権利が十分に保障されていることから、公共の利益の増進と私有財産の調整を図る観点から被収用者の権利が損なわれないよう手続面での保障がなされている。

本件事業認定及び本件処分に係る手続は、以上の法の定めに従って行われており、違法処分との主張は失当である。

(4) 請求人の主張の要旨(10)について



請求人の主張は、帰するところ、処分庁が公正ではないとの主張のようにかがえる。処分庁の委員は、法第52条の規定に基づき、法律、経済又は行政に関して優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることのできる者のうちから、長崎県議会の同意を得て、長崎県知事により任命されている。各委員は、自己の思いは思いとして、各収用事件において、法に基づき是々否々に公正な判断を行っており、処分庁が公正でないとする請求人の主張は、単なる思い込みによるものに過ぎない。

なお、不適切な発言をしたとの新聞報道がなされた委員の任期は平成24年10月から平成27年10月までであり、当該委員は、本件処分には一切関与していない。

(5) 請求人の主張の要旨(11)について

裁決申請の取下げ勧告は、裁決申請が法第47条の却下の裁決の要件に該当する場合、収用委員会が却下の裁決を行う前に起業者に裁決申請の取下げを促すものであるが、(1)で述べたとおり、本件裁決申請には法第47条に掲げる却下の裁決の要件に該当するような事実は認められない。

よって、本件処分について、処分庁が起業者に対し、裁決申請の取下げを勧告する理由はないから、「本件裁決申請の取下げを勧告すべき」とする請求人の主張は失当である。

第4 論点整理

請求人の主張の要旨(1)から(12)までについて、以下のとおり整理した。

- 1 請求人の主張の要旨(1)から(5)及び(7)について、請求人は、事業認定における考慮不尽・他事考慮の違法があり、また、事業認定の手續に重大かつ明白な瑕疵があるため本件事業認定は違法・無効であること、さらに、本件事業認定に係る審査請求の裁決をするまでは、本件処分の執行を停止するとの判断をすべき旨を主張する。これに対し、処分庁は、事業認定庁がなした本件事業認定の適否については、処分庁が本件処分を行うに当たって考慮すべき事項ではなく法第47条に規定する裁決申請の却下事由に該当する場合に却下の裁決ができるとされているところ、そのような事実は認められないことを確認したことから、却下の裁決は行わなかった旨を主張する。この点について争いがあるため、判断する必要がある。



2 請求人の主張の要旨（6）について、請求人は、平成15年の国土交通省の局長通達に示す、事業認定の申請要件である用地取得率80%以上を満たしていない状況で、起業者は本件事業認定を申請し、これは、当時の民主党政権による政策転換が明らかになったため、緊急対応として申請したもので、申請目的が法の精神と異なることから、本件事業認定申請は却下されるべきであった旨を主張する。これに対し、処分庁から主張はないが、この点について判断する必要がある。

3 請求人の主張の要旨（8）について、請求人は、本件事業認定から6年も遅れて行われた本件処分の時点では、水需要は事実と乖離して利水目的が失われている上、本件事業は本件事業認定から合計9年（本件処分前に6年、本件処分後に3年）もの工期延長が行われており、法第20条第3号及び第4号を満たす状況にないから、本件処分は、法第47条又は第1条若しくは第2条に違反するし、本件事業認定は無効とするしかない旨を主張する。これに対し、処分庁は、本件事業の場合、工期の延長が6年に及ぶことから、事業計画の変更が法第47条第2号に規定する「著しい変更」に当たるか否かを審査するため起業者に対し審問を行い、今回の工期延長を行っても事業認定庁が判断した事業の公益性は維持されることを確認し、同号に規定する「著しい変更」には該当しないと判断した旨を主張する。この点について争いがあるため、判断する必要がある。

4 請求人の主張の要旨（9）について、請求人は、本件処分は、本件土地に居住している13世帯約60人の人権を侵害している旨を主張する。これに対し、処分庁は、土地収用制度は、憲法第29条第3項で認められた制度であり、その手続は法で規定され、事業認定及び裁決手続の二段階の手続から構成されているところ、本件処分に係る事業認定及び裁決手続は法の定めに従って行われている旨を主張する。この点について争いがあるため、判断する必要がある。

5 請求人の主張の要旨（10）について、請求人は、処分庁の中に不適切な発言をした委員がおり、処分庁の審理判断は公平さを欠いている旨を主張する。これに対し、処分庁は、処分庁の委員は、法第52条の規定に基づき任命されており、また、不適切な発言をしたとの新聞報道がなされた委員の任期は平成24年10月から平成27年10月までであり、当該委員は本件処分には一切関与していない旨を主張する。この点について争いがあるため、判断する必要がある。

6 請求人の主張の要旨（11）について、請求人は、地権者との話合いの促進という事業認定の際の起業者との公約が果たせない以上、本件裁決申請の取下げ勧告をすべきであった旨を主張する。これに対し、処分庁は、本件裁決申請等には法第47条に掲げる却下の裁決の要件に該当するような事実は認められず、理由もなく裁決申請の取下げを勧告することは収用委員会に与えられた裁量の範囲を逸脱するものである旨を主張する。この点について争いがあるため、判断する必要がある。

7 請求人の主張の要旨（12）について、請求人は、処分庁が、本件事業の必要性、緊急性の科学的審査を放棄して、「裁量権の範囲」として事業認定を認めてしまうのは憲法違反である旨を主張する。これに対し、処分庁から主張はないが、この点について判断する必要がある。

第5 裁決の理由

1 請求人の主張の要旨（1）から（7）及び（12）について

請求人の主張は、本件事業認定の違法を主張し、その違法が本件処分の違法に承継されるとの趣旨であると解される。仮に、本件事業認定の違法を本件処分の審理判断の違法の理由として主張する趣旨ならば、事業認定についての不服は収用委員会の審理とは関係がないものとされているから（法第43条第3項、第63条第3項）、当該主張が失当であることは明らかである。また、請求人の上記主張は、本件事業認定の処分要件ないし手続に関する根幹的な過誤があることを説くものではないことから、重大かつ明白な瑕疵を主張するものであるとは認められない。したがって、請求人の上記主張は、違法性の承継の主張であると解するほかない。

ところが、石木ダム事業認定処分取消請求事件（平成27年（行ウ）第4号）において、長崎地方裁判所は、平成30年7月9日に「（ア）本件事業が法第20条第3号の要件を充足すると判断した事業認定庁の判断に違法な点はない。（イ）本件事業について、土地及び漁業権を収用し、又は使用する公益上の必要性があり、法第20条第4号の要件を充足するとした事業認定庁の判断が合理性を欠くものということはいできない。」と判示し、本件事業認定の取消しを求める請求については理由がないとして棄却する判決をし、福岡高等裁判所は、令和元年11月29日に本件控訴を棄却するとの判決をし、最高裁判所第一小法廷は、令和2年10月8日に上告棄却及び上告不受理の決定をしたから、同判決は確定している。



そうすると、本件事業認定がその処分時において違法性がないことについては、本件事業認定の取消訴訟において請求棄却判決が確定したことから、当該判決の既判力によって、訴訟当事者である請求人は本件事業認定の違法を主張することはもはやできないことになる。

なお、本件事業認定は上記判決において適正と認められていることから、本件処分の執行を停止すべき理由はない。

2 請求人の主張の要旨（８）について

請求人は、本件事業認定から６年も遅れて行われた本件処分の時点では、水需要は事実と乖離して利水目的が失われている上、本件事業は、本件事業認定から合計９年（本件処分前に６年、本件処分後に３年）もの工期延長が行われており、法第２０条第３号及び第４号を満たす状況にないから、本件処分は、法第４７条又は第１条若しくは第２条に違反し、本件事業認定は無効とするしかない旨の主張をしているが、法には、収用及び明渡しの裁決を行う際、事業認定から長期間経過している場合に、その事業計画について土地利用の合理性や公益性が維持されているかについて収用委員会に審査義務を課すというような規定は存しない。

もともと、法第４７条第２号において、「申請に係る事業計画が第１８条第２項第１号の規定によって事業認定申請書に添付された事業計画書に記載された計画と著しく異なるとき」は、収用委員会は却下の裁決をしなければならないと規定している。そして、本件事業は、本件処分の前に事業の完成の時期を平成２９年３月から平成３５年３月に変更しており、延長が６年と長期に及ぶ。そのため、処分庁は、この工期延長が事業計画の「著しい変更」に当たるか否かを審査し、法第４７条第２号の「著しい変更」に該当しないと判断している。その判断に違法又は不当な点があるとは認められないから、本件処分が同条並びに法第１条及び第２条に違反しているということとはできず、本件事業認定が無効であるという理由もない。

3 請求人の主張の要旨（９）について

請求人は、本件処分は、本件土地に居住している１３世帯の人権を侵害している旨の主張をしているが、土地収用制度は、憲法第２９条第３項の「私有財産は、正当な補償の下にこれを公共のために用ひることができる。」を根拠とする制度であり、法において、収用の要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定している。



本件処分の手続として、法第43条及び第63条の規定により、収用委員会の審理の場や意見書の提出を通じて被収用者に意見を述べる機会が保障されており、公共の利益の増進と私有財産の調整を図る観点から被収用者の権利が損なわれないよう手続面での保障がなされている。処分庁は、法の規定に基づいた手続を行っており、その手続に違法又は不当な点があるとは認められない。

4 請求人の主張の要旨（10）について

請求人は、処分庁の中に不適切な発言をしたと報道された委員がおり、処分庁の審理判断は公正さを欠いている旨の主張をしているが、収用委員会の委員は、中立公正を期すため、法第52条第3項で都道府県の議会の同意を得て都道府県知事が任命すること、法第60条第2項で会長及び3人以上の委員の出席を必要とし同条第3項において出席者の過半数をもって決すること、法第61条の規定により委員の除斥事項として、起業者、土地所有者及び関係人（以下「起業者等」という。）本人や起業者等の親族等、起業者等が法人であった場合の当該法人の役員等が収用委員であった場合、会議若しくは審理に加わり、又は議決することはできないことなどが定められている。資料によれば、処分庁は、これら法の規定に基づき運営されていることが認められ、不適切な発言をしたと報道された委員は、本件処分の審理期日、議決に参加しておらず、その判断に関与したとは認められず、処分庁が法の規定に違反した審理判断をした事実を認めるに足る証拠もない。

5 請求人の主張の要旨（11）について

請求人は、地権者との話合いの促進という事業認定の際の起業者の公約が果たせない以上、本件裁決申請の取下げの勧告をすべきであった旨の主張をしているが、裁決申請の取下げ勧告は、裁決申請が法第47条に掲げる却下の裁決の要件に該当する場合、収用委員会が却下の裁決を行う前に起業者に裁決申請の取下げを促すものであり、本件裁決申請には、上記2で述べたように同条に掲げる要件に該当するような事実は認められない。また、事業認定の際に起業者が話合いの促進を目指していたが、それができずに裁決申請に及んだからといって、その裁決申請の取下げを処分庁において勧告すべき理由はない。

第6 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第



2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年7月31日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫





教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができる。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできない。処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分庁を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできない。なお、正当な理由（出訴期間内に出訴しなかった（できなかった）ことについての社会通念上相当と認められる理由）があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。





◆土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（抄）

（収用又は使用の裁決の申請）

第三十九条 起業者は、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から一年以内に限り、収用し、又は使用しようとする土地が所在する都道府県の収用委員会に収用又は使用の裁決を申請することができる。

2～3 （略）

（土地所有者及び関係人等の意見書の提出）

第四十三条 前条第二項の規定による公告があつたときは、土地所有者及び関係人は、同条の縦覧期間内に、収用委員会に意見書を提出することができる。但し、縦覧期間が経過した後において意見書が提出された場合においても、収用委員会は、相当の理由があると認めるときは、当該意見書を受理することができる。

2～4 （略）

（却下の裁決）

第四十七条 収用又は使用の裁決の申請が左の各号の一に該当するときその他この法律の規定に違反するときは、収用委員会は、裁決をもつて申請を却下しなければならない。

- 一 申請に係る事業が第二十六条第一項の規定によつて告示された事業と異なるとき。
- 二 申請に係る事業計画が第十八条第二項第一号の規定によつて事業認定申請書に添附された事業計画書に記載された計画と著しく異なるとき。

（収用又は使用の裁決）

第四十七条の二 収用委員会は、前条の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、収用又は使用の裁決をしなければならない。

- 2 収用又は使用の裁決は、権利取得裁決及び明渡裁決とする。
- 3 明渡裁決は、起業者、土地所有者又は関係人の申立てをまつてするものとする。
- 4 （略）



(権利取得裁決)

第四十八条 権利取得裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。

- 一 収用する土地の区域又は使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間
- 二 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償
- 三 権利を取得し、又は消滅させる時期（以下「権利取得の時期」という。）
- 四 その他この法律に規定する事項

2 収用委員会は、前項第一号に掲げる事項については、第四十条第一項の規定による裁決申請書の添附書類によつて起業者が申し立てた範囲内で、且つ、事業に必要な限度において裁決しなければならない。但し、第七十六条第一項又は第八十一条第一項の規定による請求があつた場合においては、その請求の範囲内において裁決することができる。

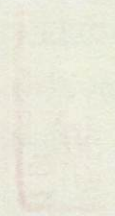
3 収用委員会は、第一項第二号に掲げる事項については、第四十条第一項の規定による裁決申請書の添附書類並びに第四十三条、第六十三条第二項若しくは第八十七条ただし書の規定による意見書又は第六十五条第一項第一号の規定に基いて提出された意見書によつて起業者、土地所有者、関係人及び準関係人が申し立てた範囲をこえて裁決してはならない。

4 収用委員会は、第一項第二号に掲げる事項については、前項の規定によるのほか、当該補償金を受けるべき土地所有者及び関係人の氏名及び住所を明らかにして裁決しなければならない。ただし、土地所有者又は関係人の氏名又は住所を確知することができないときは、当該事項については、この限りでない。

5 収用委員会は、第一項第二号に掲げる事項については、前二項の規定によるのほか、土地に関する所有権以外の権利に関して争いがある場合において、裁決の時期までにその権利の存否が確定しないときは、当該権利が存するものとして裁決しなければならない。この場合においては、裁決の後に土地に関する所有権以外の権利が存しないことが確定した場合における土地所有者の受けるべき補償金をあわせて裁決しなければならない。

(明渡裁決)

第四十九条 明渡裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。



- 一 前条第一項第二号に掲げるものを除くその他の損失の補償
 - 二 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限（以下「明渡しの期限」という。）
 - 三 その他この法律に規定する事項
- 2 前条第三項から第五項までの規定は、前項第一号に掲げる事項について準用する。

（審理又は調査のための権限等）

第六十五条 収用委員会は、第六十三条第四項の規定による申立てが相当であると認めるとき、又は審理若しくは調査のために必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 起業者、土地所有者若しくは関係人又は参考人に出頭を命じて審問し、又は意見書若しくは資料の提出を命ずること。
 - 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
 - 三 現地について土地又は物件を調査すること。
- 2～6 （略） 前項第二号の規定によつて鑑定人に土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利の価格を鑑定させるときは、当該鑑定人のうち少なくとも一人は、不動産鑑定士でなければならない。
- 3 第六十条の二の規定によつて委員又は職員が土地又は物件を実地に調査する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、土地又は物件の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があつたときは、これを示さなければならない。
- 4 前項に規定する証票の様式は、国土交通省令で定める。
- 5 第一項第二号の規定による鑑定人は、第六十一条第一項各号の一に該当する者であつてはならない。
- 6 第一項の規定による鑑定人又は参考人に対しては、条例で定めるところにより、旅費及び手当を給する。